

令和2年3月26日

保護者様

京都府立豊学校
校長 芦田 雅哉

令和2年度における教育活動の再開等について

平素は、本校の教育推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス対策と関わっては、すでに報道等でご存知のとおり、政府の方針を受けて文部科学省より学校再開ガイドラインが示され、京都府としても新学期から教育活動を再開することになりました。本校においても、4月8日の再開に向けて下記のとおり準備をすすめているところです。

つきましては、教育活動の再開に向けて御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、御家庭におかれましては、手洗いの励行や不要不急の外出を控えるなど、引き続き感染予防や感染拡大防止に十分御留意いただきますよう、お願いいたします。

記

1 学校再開日

令和2年4月8日(水)

※始業式や入学式は規模や参加者を縮小して実施する予定です。

2 教育活動の再開にあたって

(1) 健康状態を把握し、必要な対応を行います。

○御家庭において、登校前に必ず検温及び健康観察をお願いします。

・別紙「健康観察票」に観察結果を記入の上、毎日学校に持参させてください。

・春休み中の健康状態を把握するため、4月1日よりご記入ください。

○発熱(37度以上)や風邪症状がある場合は登校を見合わせ、自宅で静養させてください。

・発熱や風邪症状が4日以上続くなど、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、必ず病院を受診するとともに、学校まで御連絡ください。

○学校での健康観察において発熱や風邪症状がみられた場合は、下校の措置をとりますので御理解ください。

・日中に学校からの連絡がとれるよう御協力をお願いします。

(2) 登下校時の感染予防に御協力をお願いします。

・マスクの着用にご協力ください。

・自分で感染予防の行動がとれるように御家庭でも指導をお願いします。

(3) 教育活動については、以下のような対応を行います。

感染が拡大する3つの条件である「密閉空間」「密集した状況」「密接した中での会話や発声の状態」を作らないようにします。

○学習は学年単位を基本とし、やむを得ず複数学年等で学習する場合は、学習内容や形態に十分配慮して行います。

○教室内では子ども同士や教員との距離を十分にとり、情報保障には十分に留意しながら近距離の体面による学習は避けるようにします。また、身体接触を伴う活動は極力行わないようにします。

○教室内の換気を定期的に行います。

○登校時、教室外から戻った時や給食の前などには必ず手洗いを行います。

○給食は、人数や座席の位置などに十分配慮して実施します。

○寄宿舎においても、生活場面や行事等において感染防止のための手立てや配慮を行います。

3 その他

○教育活動の再開に向けての質問等があれば学校まで御連絡ください。